

令和 7 年広審第 1 号

裁 決

モーターボート A 乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 2 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 6 年 9 月 7 日 0 1 時 3 0 分

愛媛県高島東岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボート A

総 ト ン 数 3.5 トン

登 録 長 9.47 メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 201 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央に操舵区画を配し、同区画中央やや左側に舵輪、その右側に機関遠隔操縦装置及び魚群探知機兼用のGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和6年9月6日18時00分愛媛県鵜之浜漁港を発し、同県由良岬西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、日本小型船舶検査機構の船舶検査を受検しておらず、漁業以外の目的で使用するできないことを知っていたものの、知人を乗せて釣りの目的で発航に至っていた。

a受審人は、18時50分前示釣り場に到着し、漂泊して釣りを始め、翌7日01時00分に釣りを終え、平素は、愛媛県竹ヶ島西方沖合を航行して北灘湾に向かっていたものの、燃料代を考慮して距離が最短となる竹ヶ島東方沖合から高島と同県前島との間を航行して北灘湾に向かうこととし、01時10分釣り場を発進して帰途に就き、竹ヶ島南方沖合を東行した。

a受審人は、GPSプロッターを鵜之浜漁港までの広範囲が表示されるレンジとして舵輪後方に立って操船に当たり、01時28分少し前伊予竹ヶ島灯台（以下「竹ヶ島灯台」という。）から110度（真方位、以下同じ。）1,280メートルの地点で、針路を庄ノ島灯台のやや左方に向く031度に定め、17.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a受審人は、針路を定めたとき、高島東岸まで1,130メートルとなり、その後同岸に向首して接近する状況となったが、慣れた海域なのでGPSプロッターが広範囲表示のままでも無難に航行できるものと思い、GPSプロッターを詳細表示として高島東岸との相対位置

関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったもので、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、高島東岸に向首したまま続航し、0 1 時 3 0 分竹ヶ島灯台から 0 7 3 度 1 . 0 海里の地点において、A は、原針路及び原速力のまま、同岸の岩場に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力 2 の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を生じ、a 受審人が 1 か月の加療を要する鼻翼裂創を、同乗者 2 人が 1 週間の入院加療後 2 か月の通院加療を要する外傷性右後腹膜血腫等及び 8 日間の入院加療後 1 か月の通院加療を要する外傷性慢性硬膜下血腫等をそれぞれ負った。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、竹ヶ島東方沖合において、北灘湾に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、高島東岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、竹ヶ島東方沖合において、北灘湾に向けて航行する場合、高島東岸に乗り揚げることのないよう、GPS プロッターを詳細表示として高島東岸との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、慣れた海域なので GPS プロッターが広範囲表示のままでも無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、高島東岸に向首接近する状況に気付かないまま進行して同岸の岩場への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、同乗者 2 人を負傷させるとともに、自らも負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月26日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾